

遊休農地対策制度と農地中間管理事業に関する事務手続きフロー

岩手県農林水産部農業振興課
 一般社団法人岩手県農業会議
 公益社団法人岩手県農業公社(岩手県農地中間管理機構)

- ※1 農地法第30条及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領
- ※2 農地法第32条
- ※3 「農地法の運用について」第3の5の(3)
- ※4 遊休農地対策制度と農地中間管理事業に関する事務手続きの制定及び公表について(平成30年3月20日付け岩農公発第2365号)
- ※5 平成29年10月30日付29経営第1751号経営局課長通知
- ※6 「利用意向調査を行った遊休農地の農地中間管理機構への情報提供及び農地中間管理機構による判断に係る留意事項等について」(平成29年10月30日付け29経営第1751号 農林水産省経営局農地政策課長名通知)
- ※7 農地法第36条
- ※8 農地法第35条第1項
- ※9 遊休農地対策制度と農地中間管理事業に関する事務手続きの制定及び公表について(平成30年3月20日付け岩農公発第2365号)
- ※10 「利用意向調査を行った遊休農地の農地中間管理機構への情報提供及び農地中間管理機構による判断に係る留意事項等について」(平成29年10月30日付け29経営第1751号 農林水産省経営局農地政策課長名通知)
- ※11 一部改正(平成30年5月30日付岩農公発第256号)

